議員提出議案の提案等に関する申合せ事項（自民案）

　この申合せは、議員提出による条例案及び会議規則案（以下「条例案等」という。）が、可能な限り議会全体の意思を反映したものとなるよう協議・調整することを目的とする。

１　議長への申し出

(1)　直近の定例会又は臨時会において議案提出をめざす場合

条例案等の議案提出を提案する会派又は議員（以下「議案提出提案者」という。)は、条例案等の概要（別紙様式１又は２）を添え、あらかじめ議長に申し出るものとする。

この申し出は、協議・調整に必要な期間が十分確保できるよう、原則として、条例案等を議案として提出しようとする定例会又は臨時会の開会日（９月定例会後半においては追加議案上程日）までに行うものとする。

議長への申し出を行った議案提出提案者は、定例会においては一般質問最終日までに、臨時会においては協議・調整に必要な期間が十分確保できるよう検討時間等を考慮して、条例案等の案文を議長に提出するものとする。

(2)　一定の時間をかけて規定内容や条文の検討を行う場合

条例案等の立案を提案する会派又は議員（以下「立案提案者」という。）は、条例案等の概要（別紙様式１又は２）を添え、あらかじめ議長に申し出るものとする。

この申し出は、協議・調整に必要な期間が十分確保できるよう、原則として、各定例会又は臨時会の開会日（９月定例会後半においては追加議案上程日）までに行うものとする。

２　議会運営委員会で方針決定

議案提出提案者又は立案提案者より申し出を受けた議長は、議会運営委員長として速やかに議会運営委員会理事会（以下「理事会」という。）を招集し、趣旨の説明を聴取するとともに、提案のあった条例案等を議会運営委員会に所属する全会派（以下「全会派」という。）が共同で議案提出又は立案すべきかにつき協議し、その方針を決定する。

共同で議案提出又は立案をめざす場合、規定内容及び条文の検討については、政策条例（もっぱら議会及び議員に関することを定める条例以外の条例をいう。）案の検討は、議会運営委員会の委任により政務調査委員会で行うものとし、政策条例以外の条例案等は、議会運営委員会又は理事会で行うものとする。なお、協議・調整の結果、共同で議案提出しないこととなった場合であっても、地方自治法第112条及び会議規則第13条に基づく議案の提出を妨げるものではない。

３　規定内容及び条文の検討

規定内容及び条文の検討に当たっては、必要に応じ、執行機関、学識経験者、利害関係者その他関係者の意見を聴取するものとする。

４　議案の作成及び提出

全会派一致となった場合は、提出者を各会派の幹事長、賛成者を議会運営委員会の委員として議案を作成し、議長に提出する。ただし、議案提出提案者又は立案提案者が議会運営委員の所属する会派でない場合は、提出者に議案提出提案者又は立案提案者を加え、政策条例案については各会派の政務調査会長を賛成者に加えるものとする。

（別紙様式１）

○○条例(仮称)の概要

１．条例化する目的

　　（現状の課題と条例化の必要性につき記載する。）

２．条例に盛り込もうとする事項

　　（項目とそのおおよその内容を箇条書きで記載する。）

３．施行時期

　　　　　　　年　　月

（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４．参考資料

　　（条例素案や参考となる資料がある場合は、「別紙のとおり」として添付する。）

（別紙様式２）

○○条例・会議規則の改正概要

１．改正する目的

　　（現状の課題と改正の必要性につき記載する。）

２．条例（規則）に盛り込もうとする事項

　　（項目とそのおおよその内容を箇条書きで記載する。）

３．施行時期

　　　　　　　年　　月

　（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４．参考資料

　　（改正素案や参考となる資料がある場合は、「別紙のとおり」として添付する。）